

資料 1 7
報告（7）

全国的な鉄道ネットワークの方向性及び財政支援等に係る要請

令和4年7月25日に公表された「地域の将来と利用者の視点に立ったローカル鉄道の在り方に関する提言」（以下「提言」）では、自治体の要請も踏まえる形で、国が主宰する特定線区再構築協議会（仮称・以下「再構築協議会」）の設置が記載されるなど、一定の前進が見られます。

一方、主にJRが担う全国的な鉄道ネットワークの方向性に関しては、一部線区の方向性は示されているものの、JR各社の事業構造等を踏まえた鉄道ネットワーク全体の方向性は触れられておらず、また、この議論がないまま、提言の「再構築協議会等で議論する線区評価の考え方」では、上下分離等、鉄道事業者の負担減となる方向性が記載されています。

全国的な鉄道ネットワークは、国土強靭化や地方創生、国土の均衡ある発展などの観点から必要であり、また、全国で公平に安定して確保されるべきユニバーサルサービスとしての役割も現に担っていることから、国が、重要な社会インフラとして明確に位置づけ、維持を図るべきであると考えます。

つきましては、今後、国において議論及び示していただきたい事項、並びに提言を踏まえた予算確保等について、下記を要請いたします。

- (1) 国は、国鉄改革から30年以上経過した状況を踏まえ、分割民営化が地方に与えた影響、分割方法の妥当性、国鉄改革の精神等を改めて検証し、社会情勢の変化や、現在のJR各社の経営、事業構造及び内部補助の考え方等についても踏まえた上で、基幹的線区以外の線区も含めた全国的な鉄道ネットワークを維持・活性化するための方向性について示すこと。
- (2) 鉄道ネットワークは国全体・地域双方にとって重要であり、ひとたび廃止等が行われれば容易に復活できないことを踏まえ、JR各社の地方路線の果たす役割が引き続き堅持されるよう、国の責任において同社に対する経営支援及び指導を行うこと。

- (3) 利用者が大幅に減少し、危機的状況にある路線の在り方について検討する際の仕組みとして、再構築協議会の設置を法令上位置づけること。また、当該事業者の全路線の収益に関する情報が開示され、それを踏まえた上で個別の路線の役割や在り方が議論される仕組みとすること。
- (4) 再構築協議会等において、線区評価や実証事業等が十分になされるよう、国において、令和5年度以降の予算で、十分な支援額を確保すること。
- また、再構築協議会等において、新たな輸送サービス形態としてのBRT・バス等の導入、または上下分離方式等による鉄道輸送の高度化が適当との合意に至った場合、その持続可能性が最も高いものとなるよう、国による財政支援や、「JR各社がその持続的な運行及び利便性の確保に最大限の協力をを行うべき」ことについて、法律等で担保するとともに、国において十分な支援額を確保すること。
- (5) 加えて、モード転換の際には、当該JR路線に接続する第三セクター鉄道等に対しても、必要な支援を行うこと。

令和4年11月7日

全 国 知 事 会